

[事案 2020-208] 手術給付金支払請求

・令和3年4月6日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める支払事由に該当しないことを理由に、手術給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

乳がんで入院し、乳腺悪性腫瘍手術を受けたため、平成21年12月に契約した医療保険にもとづき、給付金を請求したところ、入院給付金は支払われたが、約款所定の手術には該当しないとして、手術給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 画像診断上の所見から、乳がんとの診断を受けている。
- (2) 本手術は、乳がんの根治術で、腫瘍の辺縁よりも拡大切除しており、リンパ節生検も行っている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、本手術は、約款に定める「乳房切除術」「悪性新生物根治術」「その他の悪性新生物手術」には該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 「乳房切除術」は、乳房の全摘出やそれに近い範囲で乳房を喪失したものをいい、部分的・局所的な切除は含まず、本手術は、診断書上も「乳房部分切除術」となっている。
- (2) 病理組織診においても悪性所見は認められず、診断書上も悪性の所見なしとされており、本手術は「悪性新生物根治術」と「その他の悪性新生物手術」のいずれにも該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、手術給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。